

2022年12月5日

各位

住所 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号  
 会社名 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社  
 代表者 代表執行役社長 COO 石村 富隆  
 (コード番号: 7177 東証スタンダード)  
 問合せ先 常務執行役 CFO 山本 樹  
 TEL 03-6221-0183  
 URL <https://www.gmofh.com/>

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更について2022年12月23日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期（事業年度の末日）の変更

##### (1) 変更の理由

当社の決算期（事業年度の末日）は、12月31日としておりますが、事業の繁忙期と決算期の重複を避け、グループ経営管理等における効率的な業務運営と適切な決算開示を推進するため、決算期（事業年度の末日）を1月31日に変更するものです。

##### (2) 変更の内容

現在	毎年12月31日
変更後	毎年1月31日

進行期であり、決算期変更の経過期間となる第12期は、2022年1月1日から2023年1月31日までの13ヶ月決算となる予定です。

##### (3) 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2022年12月23日開催予定の臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

決算期及び剰余金の配当の基準日の変更に伴い、定款第48条、第50条を変更し、経過措置として新たに附則を設けるものです。

## (2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第47条 条文省略	第1条～第47条 現行どおり
第48条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日から12月31日</u> までとする。	第48条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 <u>2月1日から翌年1月31日</u> までとする。
第49条 条文省略	第49条 現行どおり
第50条（剰余金の配当の基準日） 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>3月31日、6月30日、9月30日、12月31日</u> とする。	第50条（剰余金の配当の基準日） 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 <u>4月30日、7月31日、10月31日、1月31日</u> とする。
第51条 条文省略	第51条 現行どおり
附則 1～2 条文省略	附則 1～2 現行どおり
3.本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	3.附則1～3は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
新設	4.第48条（事業年度）の規定に関わらず、 <u>第12期事業年度は、2022年1月1日から2023年1月31日までの13ヶ月間とする。</u>
新設	5.附則4及び5は、 <u>第12期事業年度経過後これを削除する。</u>

## (3) 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 2022年12月23日

定款変更の効力発生日 2022年12月23日

以上